

独立行政法人統計センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

総務省独立行政法人評価委員会の業績評価の結果に応じ、理事長が役員報酬を増額し、又は減額することができることとしているが、平成24年度に引き続き、25年度においても、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえ、減額支給措置を実施した。(実施期間:平成24年4月～平成26年3月)

(主務大臣の検証結果)

統計センターは、特定独立行政法人として国家公務員の身分を有していることから、上記にあるとおり、引き続き25年度においても、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえ、減額支給の措置がなされており、妥当である。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成24年度に引き続き、25年度においても「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえ減額

- ・俸給月額の減額(△9.77%)を行った。
- ・俸給月額に対する地域手当の減額(△9.77%)を行った。
- ・期末特別手当の減額(△9.77%)を行った。

理事

平成24年度に引き続き、25年度においても「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえ減額

- ・俸給月額の減額(△9.77%)を行った。
- ・俸給月額に対する地域手当の減額(△9.77%)を行った。
- ・期末特別手当の減額(△9.77%)を行った。

理事(非常勤)

平成24年度に引き続き、25年度においても「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえ減額

- ・非常勤役員手当の減額(日額で△3,400円)を行った。

監事(非常勤)

平成24年度に引き続き、25年度においても「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえ減額

- ・非常勤役員手当の減額(日額で△3,400円)を行った。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	16,963	10,654	4,215	1,917 175 (地域手当) (通勤手当)			*
A理事	13,419	8,402	3,324	1,512 179 (地域手当) (通勤手当)			
B理事	13,409	8,402	3,324	1,512 170 (地域手当) (通勤手当)			◇
C理事 (非常勤)	1,795	1,795		()			
A監事 (非常勤)	2,110	2,110		()			
B監事 (非常勤)	2,929	2,929		()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:端数処理の関係上、総額と内訳が一致しない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円	年 月			該当者なし	
理事B	千円	年 月			該当者なし	
理事A (非常勤)	千円	年 月			支給対象外	
監事A (非常勤)	千円	年 月			支給対象外	
監事B (非常勤)	千円	年 月			支給対象外	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員と同様に、職務の複雑、困難及び責任の度等に基づき俸給表に定める職務の級に格付し管理するとともに、中期計画に沿って業務の効率化を図り、職員の弾力的かつ効率的な配置を行うこと等により、職員数及び人件費の適正な管理を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等を考慮し、特定独立行政法人として適正な給与水準を定める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法については、昇給制度及び勤勉手当の趣旨に則り、人事評価制度の業績評価等を踏まえつつ職員の勤務成績がより一層的確に反映されるように運用する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給:昇給	昇給の区分を5段階(A~E)設け、職員の勤務成績が適切に反映される昇給を実施。
賞与:勤勉手当(査定分)	直近の業績評価の結果を踏まえつつ職員の勤務成績に応じ、135/100(特定幹部職員にあっては175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し支給。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を実施した。

(役員について)

- ・実施期間:平成24年4月~平成26年3月
- ・常勤役員の俸給月額減額(△9.77%)を行った。
- ・非常勤役員手当の減額(日額で△3,400円)を行った。
- ・役員の俸給月額に対する地域手当の減額(△9.77%)を行った。
- ・期末特別手当の減額(△9.77%)を行った。

(職員について)

- ・実施期間:平成24年4月~平成26年3月
- ・俸給月額減額(1~2級:△4.77%,3~6級:△7.77%,7級以上:△9.77%)を行った。
- ・職責手当の減額(区分I~III種:△10.0%)を行った。
- ・俸給月額に対する地域手当の減額(1~2級:△4.77%,3~6級:△7.77%,7級以上:△9.77%)及び職責手当(区分I~III種)に対する地域手当の減額(△10.0%)を行った。
- ・期末手当及び勤勉手当の減額(△9.77%)を行った。

また、国家公務員の給与改定を踏まえた職員給与の改定を4月及び平成26年1月より実施した。

- ・平成25年4月1日現在で31歳以上39歳未満の職員のうち、平成19~21年に昇給抑制を受けた職員の号俸を年齢及び昇給抑制回数に応じて1号俸上位に調整した。(4月期適用)
- ・昇給号俸数表の改正を行った。(55歳を超える職員の昇給について、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行い、標準の勤務成績では昇給停止とした。)(平成26年1月期適用)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 534	歳 40.9	千円 5,738	千円 4,391	千円 202	千円 1,347
事務・技術	人 530	歳 40.9	千円 5,739	千円 4,391	千円 201	千円 1,348
技能職種	人 4	歳 50.8	千円 5,634	千円 4,426	千円 223	千円 1,208

任期付職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 15	歳 63.2	千円 4,365	千円 3,727	千円 165	千円 638
事務・技術	人 15	歳 63.2	千円 4,365	千円 3,727	千円 165	千円 638

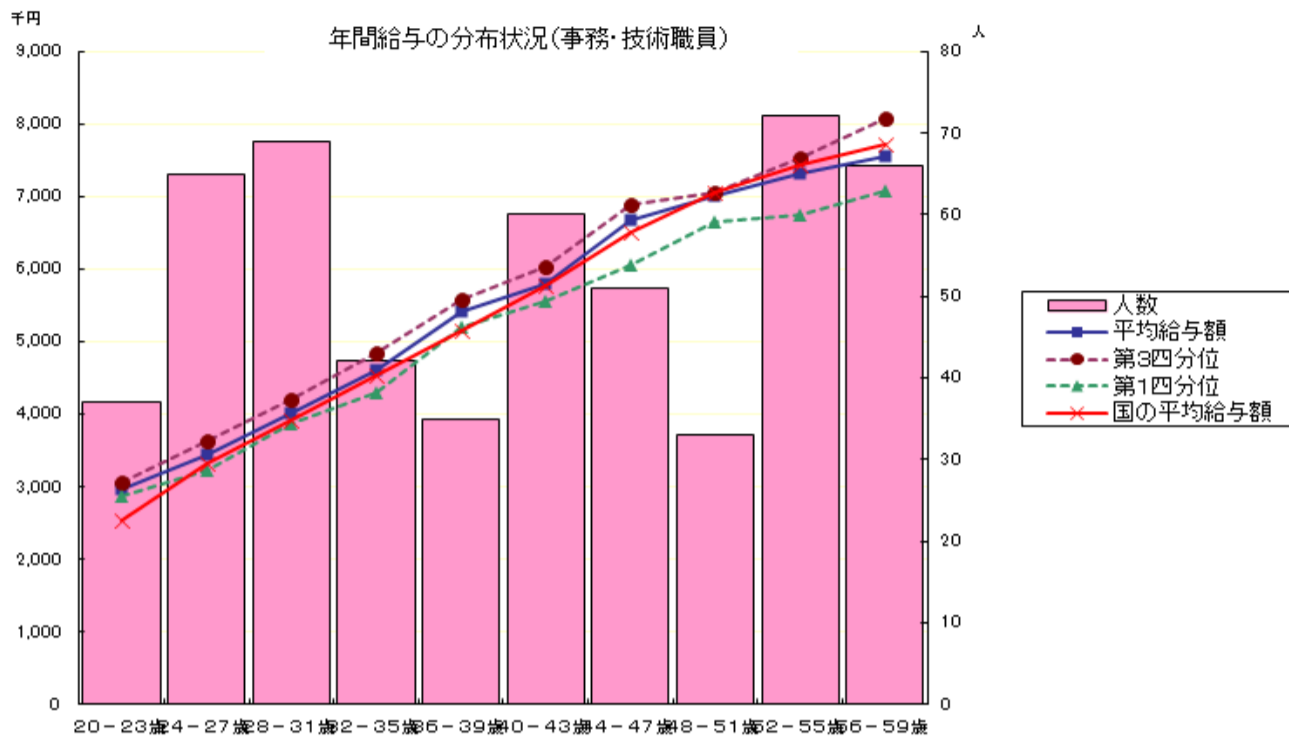
非常勤職員	人 21	歳 45.8	千円 2,564	千円 2,132	千円 203	千円 432
事務・技術	人 21	歳 45.8	千円 2,564	千円 2,132	千円 203	千円 432

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「在外職員」については該当する職員がないため、表を記載していない。

注3:「任期付職員」については該当者が1名のため、平均年齢及び年間給与額(平均)を記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円
・本部部長	3	58.5	-	9,940	-	-
・本部課長	21	56.6	8,457	8,943	9,304	9,304
・本部課長補佐	94	54.2	7,197	7,413	7,608	7,608
・本部係長	239	43.9	5,301	5,878	6,630	6,630
・本部係員	173	27.1	3,148	3,560	3,925	3,925

注:本部部長については、該当者が3名のため、第1・第3分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長・課長	課長	課長代理	課長代理	係長	係長	係員	係員
人員 (割合)	530 (割合)	5 (0.9%)	14 (2.6%)	23 (4.3%)	75 (14.2%)	90 (17.0%)	150 (28.3%)	73 (13.8%)	100 (18.9%)
年齢(最高～最低)		59～44	59～53	59～49	59～44	59～33	57～29	34～26	40～20
所定内給与年額(最高～最低)		7,417～ 6,945	7,453～ 6,066	7,096～ 5,477	6,255～ 4,968	5,528～ 4,037	5,213～ 2,996	3,578～ 2,574	2,961～ 2,032
年間給与額(最高～最低)		10,109～ 9,562	10,020～ 8,124	9,280～ 7,359	8,300～ 6,690	7,324～ 5,427	6,776～ 3,908	4,617～ 3,376	3,791～ 2,626

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 58.7	% 61.8	% 60.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 41.3	% 38.2	% 39.7
	最高～最低	% 48.6～32.6	% 45.2～30.4	% 46.9～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.6	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.1	% 33.4	% 34.7
	最高～最低	% 40.5～32.1	% 37.8～29.4	% 39.1～31.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

101.0

対他法人(事務・技術職員)

96.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容										
指数の状況	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">対国家公務員 101.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参考</td> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>地域勘案</td> <td style="text-align: right;">89.3</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">102.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">92.9</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	対国家公務員 101.0		参考	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>地域勘案</td> <td style="text-align: right;">89.3</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">102.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">92.9</td> </tr> </table>	地域勘案	89.3	学歴勘案	102.8	地域・学歴勘案	92.9
対国家公務員 101.0											
参考	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>地域勘案</td> <td style="text-align: right;">89.3</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">102.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">92.9</td> </tr> </table>	地域勘案	89.3	学歴勘案	102.8	地域・学歴勘案	92.9				
地域勘案	89.3										
学歴勘案	102.8										
地域・学歴勘案	92.9										
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>地域勘案の対国家公務員指数が89.3であることから、当法人の所在地が東京都新宿区(特別区)であり、地域手当支給割合が国と比較して高いことが影響している。</p>										
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 91.3% (国からの財政支出額 7,616百万円、支出予算の総額 8,338百万円:平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成24年度決算)</p> <p>【管理職の割合 4.1%(常勤職員数707名中29名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 19.8%(常勤職員数707名中140名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 56.2%】 (支出総額7,645百万円、給与・報酬等支給総額4,295百万円:平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 統計センターは特定独立行政法人であり、職員の身分は国家公務員であることから、給与規程は国の「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠した給与体系としており、職員の給与水準については適切であると考え。 (主務大臣の検証結果) 地域勘案の対国家公務員指数が89.3であることから、当法人の所在地が東京都新宿区(特別区)であり、地域手当支給割合が国と比較して高いことが影響している。</p>										
講ずる措置	<p>当法人は、従来から特定独立行政法人として、国家公務員に準拠した給与体系としていることから、今後の給与改定についても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠した措置を講じるなど、適正な給与水準の維持に努めていく。</p>										

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成25年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,295,379	千円 4,578,061	千円 (%) △ 282,682 (△6.2)	千円 (%) — (—)
退職手当支給額 (B)	千円 680,889	千円 1,165,835	千円 (%) △ 484,946 (△41.6)	千円 (%) — (—)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 519,175	千円 847,997	千円 (%) △ 328,822 (△38.8)	千円 (%) — (—)
福利厚生費 (D)	千円 603,046	千円 668,068	千円 (%) △ 65,022 (△9.7)	千円 (%) — (—)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,098,489	千円 7,259,961	千円 (%) △ 1,161,472 (△16.0)	千円 (%) — (—)

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額は、対前年度比6.2%減少しているが、主な要因は、常勤職員の減少によるものである。
- ・退職手当支給額は、対前年度比41.6%減少しているが、主な要因は、定年退職者が前年より大幅に減少したことによるもの及び国家公務員の退職手当の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)の適用を受けたことによるものである。
- ・非常勤役職員等給与は、対前年度比38.8%減少しているが、主な要因は、前年度末に任期満了となった期間業務職員が大量に発生したことによるものである。
- ・福利厚生費は、対前年度比9.7%減少しているが、主な要因は、上記理由による期間業務職員の減少に伴う社会保険料等の事業者負担分の減少等によるものである。
- ・最広義人件費は、対前年度比16.0%減少しているが、主な要因は、①定年退職者が前年より大幅に減少したことによるもの、②前年度末に任期満了となった期間業務職員が大量に発生したことによるもの、③常勤職員の減少によるもの等である。

・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく「国家公務員退職手当法」(昭和28年法律第182号)一部改正の内容を踏まえ、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

(役員について)

- ・退職手当の支給水準を引き下げするため、「独立行政法人統計センター役員退職手当支給規程」(統計センター規程第18号)の改正(平成24年12月28日)を実施した。

概要: 役員の退職手当について、算出額に以下の割合を乗じた額に段階的に引き下げた。

平成25年1月1日～平成25年9月30日 98/100
 平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100
 平成26年7月1日以降 87/100

(職員について)

- ・職員の退職手当について、算出額に以下の割合を乗じた額に段階的に引き下げた。

平成25年1月1日～平成25年9月30日 98/100
 平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100
 平成26年7月1日以降 87/100

IV 法人が必要と認める事項

特になし